

日病会発第 43 号
2022 年 7 月 22 日

厚生労働大臣
後 藤 茂 之 様

一般社団法人日本病院会
会 長 相 澤 孝 夫



「看護における処遇改善について」に対する要望について

今般の診療報酬改定において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員等を対象に、給与を引き上げるための仕組みが創設されますが、処遇が改善されることは、大変喜ばしいことであり感謝申し上げます。

しかしながら、処遇改善対象職種は、医師・歯科医師、薬剤師および事務職員を除く特定の職種に制限されているため、多職種の連携によるチーム医療においては不公平感が生じる恐れがある他、同一法人の病院間の分断や職種間の分断を招きかねないことと危惧いたします。

また、当会が実施した『病院薬剤師確保に関するアンケート調査』結果では、約 77%の病院が「調剤薬局のほうが、給与が良い」、約 75%の病院が「薬剤師は充足していない」との意見がありますが、これは、病院に勤務する薬剤師は、夜間、休日勤務や病棟薬剤業務、入院患者への服薬指導業務なども行っているにもかかわらず十分な評価がされていないためと承知しております。

以上のことから、看護における処遇改善措置の対象職種は、チーム医療の円滑な推進の観点から、病院に勤務する薬剤師も対象に含めていただくとともに、法人及び病院の長の裁量で分配を可能とすることを強く要望いたします。